

長野市子どもの権利条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 責務及び役割（第4条―第9条）

第3章 基本的な取組（第10条―第16条）

第4章 相談及び救済（第17条―第24条）

第5章 施策の推進（第25条―第28条）

第6章 雑則（第29条）

附則

子どもは、かけがえのない存在であり、一人ひとりが様々な個性や能力を持ち、夢や希望を抱き、未来への可能性が開かれている。

子どもは、いろいろな経験を重ね、多様な人々と関わる中で、豊かな人間性を育み、自分を大切にする心、他者を尊重する心や社会性を養い成長していく。また、保護者や多くの大人の愛情のもとで、安心して育ち、遊び、学び、暮らしていくことができる。

子どもは、生まれながらに権利を持ち、その権利が大切にされる。また、独立した権利の主体であり、自ら成長していく力がある。大人は、子どもを信頼し、思いを受けとめるとともに、愛情を持って寄り添っていく必要がある。

子どもが一人の人間として尊重され、社会の一員として重んじられながら、自らの可能性を伸ばし、未来に向かって健やかに育っていくことができる社会であることは、時代を超えた願いでもある。

長野市は、豊かな自然が広がり、長い歴史と伝統に育まれた文化が培われてきた。また、冬季オリンピック・パラリンピックでは、子どもたちの参加促進が掲げられ、大人だけでなく子どもも主役となり、国際理解や親善を深めるなど、人とのつながりや多様な価値観を大切にしてきた。

そのような長野市において、日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約やこども基本法の考えのもと、社会全体で子どもの成長を支え、子どもをパートナーとして、全ての子どもが将来にわたって幸せに生きていくことができるまちづくりを進めることを目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利を保障するための基本的な事項を定め、市の責務並びに保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者の役割を明らかにし、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に居住し、通学し、又は通勤する18歳未満の者その他当該者と等しく権利を保障されることが適当と認められる者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に養育するものをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者（子どもを除く。）をいう。
- (4) 育ち学ぶ施設 保育所、学校、児童養護施設その他子どもが育ち、及び学ぶことを目的として通園し、通学し、入所し、又は利用する施設をいう。
- (5) 地域団体等 住民主体の自治組織、市内において子どもが育ち、及び学ぶための活動を行う団体等をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 子どもに関する取組は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 子どもに関することが決められ、及び行われるときにおいて、子どもの最善の利益が優先され、及び考慮されること。
 - (2) 子ども自身が自分の意見等を自由に表明することができ、その意見等が、子どもの年齢及び発達程度に応じて、十分に尊重されること。
 - (3) 子どもが生まれ育った環境、人種、国籍、性別、障害の有無等を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けないこと。
 - (4) 子どもの命が守られ、安全及び安心な環境のもと、その能力を十分に伸ばして成長することができるよう、医療、教育及び生活の支援を受けられるようにすること。
- 2 子どもに関する取組は、市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者がそれぞれの責務及び役割を果たすとともに、相互に連携して継続的に行うものとする。

第2章 責務及び役割

（市の責務）

第4条 市は、子どもに関する施策を推進することにより、子どもが幸せな状態で生きていくことができるまちの実現に向けた取組を行うものとする。

- 2 市は、子どもの健やかな成長のため、保護者が安心して子育てに取り組むことができるよう、必要な支援を行うものとする。
- 3 市は、子どもが健やかに成長することができるよう、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者と連携するとともに、その活動を支援するものとする。

（保護者の役割）

第5条 保護者は、子どもの養育及び発達についての第一義的な責任があることを認識し、子どもの権利を保障するよう努めるものとする。

- 2 保護者は、必要な支援を得ながら、子どもが心身ともに安らかで健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。
- 3 保護者は、子どもの意見等を尊重し、子どもが自分を大切にしたい気持ちを育むと

ともに、子どもの成長及び発達 の程度に応じ、基本的な生活習慣、他者を尊重する心、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第6条 市民等は、子どもの権利の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子どもに関する取組に協力するよう努めるものとする。

(育ち学ぶ施設の役割)

第7条 育ち学ぶ施設は、子どもの成長及び発達 の程度に応じ、子どもが主体的に考え、学び、及び行動する力を身に付けることができるよう支え、子どもの意見等を尊重し、子どもの権利を保障するよう努めるものとする。

2 育ち学ぶ施設は、子どもが集団生活等を通じ、他者を尊重する心、豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、必要な支援を行うよう努めるものとする。

3 育ち学ぶ施設は、子どもが安心して過ごすことができるよう、施設等における子どもの安全を確保するとともに、子どもに関する課題に早期に気づき、関係機関と連携し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(地域団体等の役割)

第8条 地域団体等は、それぞれの地域が子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、子どもの権利の保障及び子どもが安全に安心して遊び、又は学ぶことができる良好な環境づくりに努めるものとする。

2 地域団体等は、市民等相互の交流、見守り活動等を通じて、子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てをすることができる地域づくりに努めるものとする。

3 地域団体等は、それぞれの地域における取組において、子どもが子ども同士若しくは多様な世代との交流又は様々な体験をする機会を提供し、子どもが主体的に活動できるための必要な支援を行うよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、市、育ち学ぶ施設、地域団体等その他の者が行う子どもが健やかに育つための取組に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、雇用する労働者が子どもと過ごす時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立を可能とすることができるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

第3章 基本的な取組

(意見表明及び参加)

第10条 子どもは、社会の一員として自分の意見等を表明することができ、それが尊重されるものとする。

2 子どもは、自分の意見等を表明したことによる不利益を受けないものとする。

3 市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設及び地域団体等は、その活動において、子どもの意見等を聴く機会を確保し、その意見等を反映させ、及び子どもが参加しやすい活動となるよう努めるものとする。

4 市、保護者、育ち学ぶ施設及び地域団体等は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めるものとする。

5 市、保護者、育ち学ぶ施設及び地域団体等は、子どもの意見等の表明及び社会への参加を促進するため、子どもがその大切さ及び方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとする。

6 市、保護者、育ち学ぶ施設及び地域団体等は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するよう努めるものとする。

(子どもの居場所づくり)

第11条 市、育ち学ぶ施設及び地域団体等は、子どもが安全に安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとする。

2 市は、子どもの居場所づくりのための活動を行う育ち学ぶ施設及び地域団体等と連携し、その支援に努めるものとする。

(子どもの育ちへの支援)

第12条 市は、子どもの学ぶ意欲を尊重し、保護者、育ち学ぶ施設及び地域団体等と連携して子どもが多様で豊かな体験をすることができる場及び機会の提供に努めるものとする。

(安心・安全な環境づくり)

第13条 市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るよう努めるものとする。

(プライバシーの保護)

第14条 市、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者は、法令等に基づき、その活動において子どものプライバシーが保護されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(子育て家庭への支援)

第15条 市、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、保護者に対し必要な支援を行うとともに、子育てしやすい環境づくりに努めるものとする。

2 市は、保護者、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者と連携し、様々な状況にある子育て家庭に対し、その環境に応じ、子どもが安心して生活することができるための支援を行うものとする。

3 市は、子育て家庭に対し、子どもの養育に関する情報を提供するものとする。

(虐待、いじめ、差別等への取組)

第16条 市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者は、日頃から子どもの意見等に耳を傾け、子どもに寄り添い、並びに子どもへの虐待、いじめ、差別等を予防し、及び早期に発見できるよう努めるものとする。

2 市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者は、虐待、いじめ、差別等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するため、関係機関と連携し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

第4章 相談及び救済

(相談等)

第17条 子どもは、悩んでいること、困っていること等を相談し、支援を受けることができる。

2 市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設及び地域団体等は、子どもが悩んでいること、困っていること等について、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

3 市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設及び地域団体等は、子どもから受けた相談の内容について、秘密を守り、子どもの意思を尊重するものとする。

4 市は、相談内容に対し、関係機関と連携し、速やかに対応するとともに、救済を図るために相談者に対し必要な支援を行うものとする。

5 市は、市及び関係機関の相談窓口の周知を行うものとする。

(長野市子どもオンブズパーソンの設置)

第18条 子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図るため、市長の附属機関として、長野市子どもオンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置する。

2 オンブズパーソンの定数は、3人以内とし、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 オンブズパーソンの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のオンブズパーソンの任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のために職務を行うことができないと認める場合又はオンブズパーソンに職務上の義務違反その他オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認める場合には、その職を解くことができる。

5 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(オンブズパーソンの職務)

第19条 オンブズパーソンの職務は、次のとおりとする。

(1) 子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害に関する救済の申立てを受けたときその他子どもの権利の救済の必要があると認める場合において、次に掲げる事項を行うこと。

ア 子ども権利の救済のために必要な調査及び調整（以下「調査等」という。）

イ 調査等の結果に基づく市の機関に対する勧告（以下「勧告」という。）

ウ 調査等の結果に基づく市の機関以外の者に対する是正要請（以下「是正要請」という。）

エ 調査等の結果に基づく市の機関等に対する意見表明（以下「意見表明」という。）

(3) 勧告、是正要請及び意見表明（以下「勧告等」という。）を受けてとられた措置の報告を求め、及びその状況を確認すること。

(4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(オンブズパーソンの職務の執行)

第20条 オンブズパーソンは、公正かつ公平にその職務を行わなければならない。

2 オンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行うものとする。ただし、勧

告等を行う場合その他必要と認める場合には、合議を行うものとする。

3 オンブズパーソンは、自分に利害関係のある事案については、その職務を行うことができない。

4 市は、オンブズパーソンの独立性及び公正かつ公平な職務の執行を確保するために必要な支援を行うものとする。

5 保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者は、子どもがオンブズパーソンに相談等をしやすい環境の整備に努めるとともに、オンブズパーソンの職務の執行に協力するよう努めるものとする。

(オンブズパーソンへの相談等)

第21条 子ども及びその関係者は、オンブズパーソンに子どもの権利の侵害について必要な相談又は申立てを行うことができる。

(オンブズパーソンの勧告等の尊重)

第22条 オンブズパーソンから勧告等を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を行うよう努めるものとする。

2 市の機関は、前項の措置を行ったときは、その内容をオンブズパーソンに報告するものとする。ただし、措置を行うことができないときは、理由を付けてその旨をオンブズパーソンに報告するものとする。

(見守り等の支援)

第23条 オンブズパーソンは、子どもの権利の侵害を救済するための勧告等を行った後も、必要に応じ、市、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者と連携し、子どもの見守り等の支援を行うものとする。

(公表)

第24条 オンブズパーソンは、必要と認めるときは、子どもの権利の侵害を救済するための勧告等及びこれらに対する措置の報告等の内容を公表することができる。

2 オンブズパーソンは、毎年その活動状況を、市長に報告するとともに、公表するものとする。

第5章 施策の推進

(国、県、関係機関等との連携)

第25条 市は、全ての子どもの健やかな成長のため、国、県、関係機関、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者と連携し、子どもに関する施策を推進するものとする。

(子どもに関する計画の策定)

第26条 市は、子どもに関する施策を推進するため、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する計画（以下「こども計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、こども計画を定める際は、子ども及び市民等の意見等を反映させるよう努めるものとする。

3 市は、こども計画を定めた後は、速やかにこれを公表し、広めていくものとする。

4 市は、こども計画に基づく施策の実施状況を定期的に公表するものとする。

(広報及び啓発)

第27条 市は、この条例について、子ども、保護者、市民等、育ち学ぶ施設、地域団体等及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(財政上の措置)

第28条 市は、子どもに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条から第24条までの規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。